

令和3年度
島根県社会福祉政策への提言・要望書

令和2年12月17日

島根県知事 丸山達也 様

令和3年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望書

島根県社会福祉団体連絡協議会

会長 江口 博 晴

島根県市町村社会福祉協議会会長会

会長 末成 弘 明

島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会会長会では、令和3年度に向けた本県の社会福祉政策について次のとおり提言・要望をいたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【提言・要望事項】

1. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
 - (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備
 - (2) 子ども食堂の県内ネットワーク（中間支援機能）の構築
 - (3) 多様な移動・外出支援の全県的な展開・拡充
 - (4) 発達障がい者に対する支援制度の充実について
2. 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化
 - (1) 成年後見制度利用促進をはじめとする総合的な権利擁護体制の整備促進
 - (2) 地域における総合相談・生活支援体制の強化
 - (3) 再犯防止に向けた体制整備
3. 福祉サービスの質向上に向けた体制整備
 - (1) 介護事業所における「認証評価制度」の創設
4. 災害時福祉支援活動の強化
 - (1) 「災害福祉支援センター（仮称）」の設置
5. 新型コロナウイルス対策

1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

(1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備

【概要】

地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制整備への積極的な働きかけと必要な支援策について提言します。

【具体的内容】

①市町村との会議や研修会等を通じ、社会福祉法で新たに規定された「重層的支援体制整備事業※」についての説明や、これまでのモデル事業（地域力強化推進事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業）の全国の事例紹介を行うなど、同事業の取り組みを積極的に促す働きかけ

※「重層的支援体制整備事業」：市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業

②市町村における包括的な支援体制の構築の取り組み支援、県域での人材育成やネットワークづくり、県域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応

③上記①②の趣旨や具体的な支援策の地域福祉支援計画への追加記載

【提言・要望の理由】

①「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（R3. 4. 1 施行）」において、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」として、新たな事業及びその財政的支援等の規定が整備されました。

②これは、例えば一世帯で「8050」「ダブルケア」「社会的孤立」など複数の課題を抱える世帯全体を受け止め、本人・世帯の状況に合わせた多機関協働による支援や、孤立を防ぐための地域社会とのつながり構築など、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援（重層的支援体制）を、様々な関係者と連携協働のもと一体的に行っていくことを目指すものです。

③そのためには、市町村において既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、課題解決のための包括的な支援体制の構築が不可欠です。また、これまで社協が共同体という強みを活かして取り組んできた地域支援や個別支援と連携のもとに展開していくことで、より一層、効果的な事業展開が図られると考えます。

④併せて、包括的な支援体制の構築に向けては、特に、相談・支援等を担う専門職人材の育成や、多機関による県域でのネットワークによる広域的な支援や調整など、県域での支援体制の整備も求められています。

1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

(2) 子ども食堂の県内ネットワーク（中間支援機能）の構築

【概要】

子供たちが安心して食事ができる居場所「子ども食堂」の活動や、新たな立上げや取り組みの活性化等を目的とした県域支援団体の設置を提言します。

【具体的内容】

中間支援機能を有する県域支援団体の立上げ・運営支援事業の創出
(事業内容)

- * 県内子ども食堂間のネットワーク形成
- * 子ども食堂の開設や運営に係る支援、また、研修会・情報交換会の開催
- * 県民への情報発信・啓発
- * 協力・協賛事業所等の開拓
- * 多様な機関・団体の参画による支援ネットワーク組織の形成

【提言・要望の理由】

- ①令和元年9月に島根県が県内の学校に通学している小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者を対象実施した「子どもの生活に関する実態調査」において、特に生活困難層の子ども・保護者の両方で、無料又は低額で子供だけで安心して食事ができる場所への参加意向が高いのが現状です。
- ②現在、県内には21か所の「子ども食堂」がありますが、運営に係る情報や担い手不足などの課題から、全県的な広がりには結びついていません（未設置11市町村）。
- ③今後、全県的に「子ども食堂」の裾野を広げ、さらに活動を定着・充実させていくためには、中国地区で唯一設置されていない本県に「県域支援団体」を組織化し、情報発信や運営上の課題に対する相談支援、また情報交換の場づくりなどの体制整備が不可欠です。

1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

(3) 多様な移動・外出支援の全県的な展開・拡充

【概要】

島根県が推進する「小さな拠点づくり」などにおいて展開されている多様な移動・外出支援が全県的に広がるよう、積極的な広報・啓発、福祉バスの運行等に係る財政的支援を要望します。

【具体的内容】

- ①島根県が推進する「小さな拠点づくり」や市町村で実施する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」で展開されている多様な移動・外出支援に係る取り組みの広報・啓発
- ②高齢者等の社会参加活動への福祉的支援策として、市町村や市町村社会福祉協議会が運行するいわゆる福祉バスに係る財政的支援の充実・強化

【提言・要望の理由】

- ①過疎化・高齢化等による公共交通の衰退により、移動・外出手段を自家用車に頼らざるを得ない状況にあり、高齢ドライバーの免許返納をためらう要因にもなっています。
- ②高齢者等の積極的な社会参加活動に向けた移動・外出支援策の充実が求められる中、移動・外出支援に関連する施策は、「生活交通ネットワーク総合支援事業」「小さな拠点づくり」「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」などが実施されていますが、未だ限定的な取り組みにとどまっており、県内全域に広がっていない状況にあります。
- ③一方、移動・外出支援の全県的な広がりに向けては、単に行政主導による基盤整備だけではなく、地域住民をはじめ多様な主体が参画していく視点が重要であり、取り組みの必要性や実践事例等を県民に広報・啓発していく必要があります。
- ④併せて、高齢者の社会参加活動への支援策として、市町村や市町村社会福祉協議会が運行するいわゆる福祉バスに係る財政的支援も必要です。

1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

(4) 発達障がい者に対する支援制度の充実について

【概要】

自閉症をはじめとする発達障がいへの理解は広がっていますが、当事者の特性に応じてより生活のしやすい環境となるよう、手帳制度の創設や相談支援体制の充実について、国への働きかけや本県の体制整備を要望します。

【具体的内容】

- ①発達障がい者に特化した手帳制度の確立に向けた国への働きかけ
- ②発達障がいの特性に応じた適切な支援を行うための相談・支援体制の充実・強化

【提言・要望の理由】

- ①発達障害者支援法が平成 16 年 4 月から、また、発達障がいを障がい福祉サービス等の対象とした障害者総合支援法が平成 25 年 4 月から施行され、本県でも理解促進等に向けた様々な施策が進められています。
- ②一方で、発達障がいは“コミュニケーションが成立しにくい”“生活上での困難さや問題点が理解されにくい”など、社会生活において認知されにくい場合もあり、教育や福祉サービス等の対象となっていながらも、適切な支援に結び付いていないケースが多いという指摘があります。
- ③その要因の一つには、発達障がい者には専用の手帳制度がなく、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳が適用されるため、交付基準に該当しない、申請そのものをためらうなどの問題が生じ、結果的に適切な支援に結び付かないケースもあります。従って、障がい特性の困難さを明確に示し、制度利用のパスポートとなる専用の手帳制度の創設について、国への働きかけが必要です。
- ④また、発達障がいの特性に応じた適切な支援にあたっては、発達障害者支援センター（発達障害者支援マネジャー）を核に、学校、医療機関、相談支援事業所等とも連携した個別的・重層的な支援ネットワークを本人・家族の身近な地域で構築していくことが重要です。

2 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化

(1) 成年後見制度利用促進をはじめとする総合的な権利擁護体制の整備促進

【概要】

成年後見制度の利用促進をはじめとする総合的な権利擁護体制の構築に向け、市町村へのより一層の働きかけを要望します。

【具体的内容】

- ①全市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策にかかる基本的計画の策定、及び権利擁護支援ネットワークの中核機関の整備に向けた主導的な役割の発揮
- ②成年後見制度に係る理解促進に向けた県民意識調査と利用促進に向けた啓発活動の実施
- ③日常生活自立支援事業に係る事業費財源の支援実績に基づく適正な予算措置

【提言・要望の理由】

- ①成年後見制度の利用促進に関する法律の施行から4年余りが経過しましたが、本県における中核機関の設置や市町村計画の策定は進んでいません。

【中核機関の設置状況 (R1.10.1現在)】

	整備	権利擁護センターの整備	未整備	計
全国	160	429	1152	1741
中四国(島根含)	4	56	142	202
島根県	0	6	13	19

【市町村計画策定状況 (R1.10.1現在)】

	策定済	R1~2 策定予定	R3 策定予定	R4以降策定予定	未定	計
全国	134	327	283	45	952	1741
中四国(島根含)	10	41	39	4	108	202
島根県	1	6	1	0	11	19

- ②認知症高齢者の増加や少子化等に伴う親族による支援の弱体化が懸念される中、地域共生社会の実現に向けた総合的な権利擁護体制の整備・強化は不可欠です。
- ③令和元年7月11日付社援発0711第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知には、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は館内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。」ことが明記されており、県による市町村への個別の助言・指導等が必要です。
- ④一方で、制度が複雑でわかりにくく、利用者はもとより申立人となる親族や、法人後見が期待される社会福祉施設職員等にも十分理解されているとは言い難く、まずは、県民の理解促進に向けた実態把握や啓発活動などが必要であると考えます。
- ⑤日常生活自立支援事業では、判断能力の低下に加えより複雑・多様な問題を抱えるケースに対応していますが、事業実施のための体制整備に係る財源措置が十分とは言えず、県内7市町社協が自主財源持ち出しを強いられるなど、事業の実施に支障をきたしています。

2 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化

(2) 地域における総合相談・生活支援体制の強化

【概要】

地域住民の安心・安定した生活を確保するための総合相談・生活支援に係る体制強化や積極的な予算措置についての国への働きかけを要望します。

【具体的内容】

- ①新型コロナウイルス特例貸付の実施を踏まえた生活福祉資金相談体制整備事業の継続強化及び債権管理に必要な事務費の確保に向けた国への働きかけ
- ②生活困窮者自立相談支援機関の体制強化に向けた国への働きかけ

【提言・要望の理由】

- ①新型コロナウイルス特例貸付は、既に3,908件（9月18日現在）を貸付けており、令和2年度末時点での貸付中件数（2,200件）を大幅に上回っています。
- ②郵送による申請や市町村社協以外を窓口にした申請など、今回の特例貸付は「借受人の生活状況」を十分に把握できない貸付を行ってきており、今後、適切な債権管理と借受人への相談・支援を継続的に行っていくためには、本会及び市町村社協における相談体制を抜本的に見直し、大幅に強化していくことが不可欠です。
- ③今後、長引く経済活動の低迷が予想される中、様々な生活福祉課題を有する地域住民からの相談の受け皿として、国・県・市町村それぞれの立場から総合相談・支援体制の確立、また、体制整備の強化に向けた積極的な支援が求められています。

2 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化

(3) 再犯防止に向けた体制整備

【概要】

島根県更生支援コーディネーター養成・派遣事業の継続実施、及び市町村再犯防止計画の策定支援を要望します。

【具体的内容】

- ①現在、法務省からのモデル事業として実施されている「更生支援コーディネーター養成及び派遣事業」のモデル事業終了後の予算措置・継続実施
- ②全市町村における再犯防止推進計画策定への働きかけ

【提言・要望の理由】

- ①平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行、翌年 12 月には国の再犯防止推進計画が閣議決定され、都道府県及び市町村は地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されました。
- ②地方計画については、平成 30 年 4 月に鳥取県において全国で初めて策定され、全国では 31 府県・31 市町村で策定済であり、また、本県においては松江市のみが策定済という状況です。
- ③また、65 歳以上の高齢者の検挙数は、近年、全年齢層の中で最も多くなる（全国/H30…全体 21.7%、女性 33.9%、島根県/H30/…全体 25.9%、女性 10.5%）など、高齢者・精神障がい者など日常的に福祉的支援を必要とする者の検挙数は増加しています。また、受刑者の出所後 2 年以内再入率についても、高齢者が全年齢層の中で最も高くなっています。
- ④高齢者や精神障がい者などは、出所後も孤立や貧困、疾病などの生きづらさを抱えるケースが多く、社会復帰後、地域社会において「息の長い」支援等を、関係機関・団体等が連携協働して実施していくことが重要です。
- ⑤こうしたことから、地方再犯防止推進計画を策定することで、再犯防止に向けた取り組みが進み、社会的に孤立しやすい罪を犯した人が社会復帰し、地域で安心・安全に暮らすことのできる社会の実現が可能になると考えます。
- ⑥併せて、複合的な課題を抱える罪を犯した人を、地域で暮らしていくために必要な支援につなぐコーディネーターを養成することで、息の長い支援が展開されることが期待されます。

3 福祉サービスの質向上に向けた体制整備

(1) 介護事業所における「認証評価制度」の創設

【概要】

介護現場における人材確保対策の一環として、人材育成や労働環境等の改善につながる介護事業者の取り組みを評価・認証・公表する「認証評価制度」の創設と、制度の利用促進を要望します。

【具体的内容】

- ①島根県の実情に合わせた評価項目・認証基準の設定と公表の仕組みづくり
- ②介護事業者における認証評価制度の利用促進

【提言・要望の理由】

- ①団塊世代が75歳以上になる2025年に向けて福祉・介護ニーズの増加が見込まれる一方で、労働力人口は減少傾向にあり、福祉・介護人材の確保は県政をあげた課題となっています。
- ②こうした中、中高年層や女性層、他業種からの転入職を一層促進し、また、多様な働き方の提供、離職防止の取り組みなど、労働環境の改善に向けた取り組みは、介護事業所をはじめ、関係機関・団体など業界全体で取り組んでいくことが重要です。
- ③また、こうした取り組みが、介護職場への就職希望者に分かりやすく伝わるよう、公表する仕組みの構築も必要です。
- ④本県における介護事業所の「認証評価制度」を創設し、併せて制度の利用促進を図り、介護事業所の人材育成や労働環境の改善を推進し、人材不足の解消を目指していく必要があります。
- ⑤なお、本制度については「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」により、認証評価制度の積極的な実施が求められています。

4 災害時福祉支援活動の強化

(1)「災害福祉支援センター（仮称）」の設置

【概要】

災害時における円滑な福祉的支援活動に向けて、平時からの支援体制の基盤強化を図る拠点機能として「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を要望します。

【具体的内容】

- ①「県災害ボランティアセンター」及び「県災害派遣福祉チーム（DWAT）」の運営拠点機能としての「災害福祉支援センター（仮称）」の設置
- ②運営にあたる災害福祉支援専門員（仮称）の配置及び運営に係る公費財源投入のルール化

【提言・要望の理由】

- ①頻発する自然災害に対して、新たにウイルス感染症の問題など、災害発生時における福祉的支援活動にあたっては様々な環境整備が求められます。
- ②また、災害支援に向けては、災害ボランティアセンターの運営を担うスタッフ、被災家屋等の復旧活動を担うボランティア、災害派遣福祉チーム（DWAT）として避難所や被災福祉施設等で介護や生活相談等を担う福祉専門職など様々な人材が必要とされ、こうした人材の育成や確保は平時からの取り組みに大きく左右されます。
- ③加えて、災害種類や規模、発生地域、さらには感染症対策の有無など、平時から様々な状況を想定した支援活動のあり方を模索し、同時に支援活動に係る環境整備等を図っておく必要があります。
- ④こうした課題認識から、災害時の福祉支援活動全般を平時から担っていく拠点の整備と財政的支援の必要性は非常に高いと考えます。

※今般、国において「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」が見直され、災害ボランティアセンター運営支援スタッフの派遣経費等について公費負担の対象と認められたが、この取り扱いは災害救助法が適用された災害に限られ、また公費負担の範囲は限定的なものである。

[参考：平時からの具体的な取り組み例]

- 県災害ボランティアセンター関連
 - ・島根県版災害ボランティア活動支援プロジェクト（災害 VC 運営アドバイザー）の養成
 - ・災害ボランティアセンター運営スタッフの養成・登録
 - ・関係機関・団体の参画による県域ネットワーク構築
- 災害派遣福祉チーム（DWAT）関連
 - ・福祉専門職の育成（実践訓練研修の実施）
 - ・災害派遣福祉チームの編成と登録
 - ・県域及び全国域における災害時支援ネットワーク構築

5 新型コロナウイルス対策

【概要】

介護、障がい福祉、子ども・子育て、また、生活困窮者等の支援にあたる福祉サービス事業所・団体及び従事者が、新型コロナウイルス感染防止に向けた様々な取り組みを徹底しつつ、対象者に寄り添った支援に引き続き取り組んでいけるよう、次の4点について要望します。

【具体的内容】

1. 福祉サービス事業所・福祉団体において、感染症に備えた職員の確保、衛生用品や感染対策資機材の購入費、またゾーニング等に要する整備費等に係る継続的な公費支援
2. 福祉サービス事業従事者及び関係職員が参加する会議・研修会、また、相談支援等を行う際のリモート環境整備
3. 福祉サービス事業所の利用者減に伴う経営悪化、また、就労支援事業所における工賃低下への財政的支援
4. 福祉サービス事業従事者及び関係職員の優先的な PCR 検査の実施と検査費用の公費負担